

協定の名称	木曾町福島黒川地区景観形成住民協定
協定に係る地域	木曾町福島黒川地区 5, 583ha (※詳細は別図のとおり)
協定者数	174人
認定日	平成7年12月25日
<p>主な協定内容</p> <p><b>■ 目的</b></p> <p>木曾福島町民憲章に定められた「恵まれた自然を大切にし、美しく、住みよいまちづくり及び郷土の遺産を大切にし、文化のかおり高いまちづくり」を理念にかかげ、黒川地区の景観形成に関し、住民の責務を明らかにするとともに、行為の指導等を行うことにより、美しくかけがえのない郷土黒川地区を守り、つくり、育てることを目的とする</p> <p><b>■ 行為の届出</b></p> <p>次の各号における行為をする者は、その内容を委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) 屋外広告物の設置</p> <p>(2) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は外観の修繕、模様替え若しくは色彩の変更</p> <p>(3) 宅地造成その他土地の形質変更</p> <p>(4) 屋外における物品の集積又は貯蔵</p> <p>(5) 景観形成上重要な立木(山林、古木、大木等)の伐採</p> <p>(6) その他周囲の景観を損なうおそれのある行為</p> <p>※「木曾町福島黒川地区景観形成基準」で届出を要しない場合は除く</p> <p><b>■ 黒川地区景観形成基準</b></p> <p>&lt;広告物&gt;</p> <p>○次の区域は屋外広告物の禁止区域とする。(ただし、営業敷地内の物は除く)</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下志水から上志水の木曾駒ヶ岳が展望できる区域</li> <li>・ 東山観音堂及び東山ダム周辺</li> <li>・ 二本木温泉周辺</li> <li>・ 唐沢の滝から地蔵峠の間</li> <li>・ 上中入処理場から小野橋の間</li> <li>・ 野中上から村木の間の木曾駒ヶ岳が展望できる区域</li> <li>・ 木戸ノ沢から新地蔵峠トンネル入口の間及びスキー場内</li> </ul> </div> <p>○広告板の設置はできる限り支柱を共有し集合看板とする</p> <p>○大きさは、高さ5m以下、表示面積3㎡以下とする</p> <p>○材質は管理が容易で耐食性のあるもの及び地区のイメージを壊さない良質のものとする</p> <p>○デザインは石積や丸太を利用し建築物等と調和させ、周辺の風致に合っているものとする</p> <p>○色については蛍光色、原色は使わない</p> <p>○照明器具は原則白熱灯、又は蛍光灯とする</p> <p>○設置位置は交通の支障とならない場所とする</p> <p>※大きさにかかわらず全てにおいて届出をし承認を得る</p>	

### <建築物>

- 建築物の形態は、黒川の風土に調和した和風建築物を基本とする
- 外壁及び屋根の色は、刺激色を避ける
- 届出を要する大きさ
  - ・ 延べ面積 170㎡を超えるもの
  - ・ 高さ 10mを超えるもの

### <土地の形質変更>

- 景観形成に支障を及ぼさない規模とし、法面は石積又は緑化を施す
- 届出を要する規模
  - ・ 行為面積 500㎡を超えるもの
  - ・ のり面高さ 3mを超えるもの

### <屋外における物品の集積又は貯蔵>

- 景観形成に支障を及ぼさない場所、規模及び物品類とし、風雨に影響されないよう処置
- 届出を要する規模
  - ・ 行為面積 500㎡を超えるもの
  - ・ 集積高さ 3mを超えるもの

### ■ その他

- 緑化義務
  - ・ 新たに造成した敷地内には、道路と建物の間に植栽する
  - ・ 宅地の造成その他土地の形状変更にあたっては、できるだけ既存樹木を保存し、法面保護などの緑化に努める
  - ・ 道路に面する部分にはできる限り草花、樹木を植え管理する
- 環境整備義務
  - ・ 遊休農地をなくし、有効利用に努める
  - ・ 森や山林のみどりと資源を守り育て森林の伐採後は植栽に努める
  - ・ 史跡、神社、祠、伝説地、石仏、石碑などの保全に努める
- 美化活動の義務
  - 道路及び河川沿いの空き缶拾い、清掃、草刈りを行う

### 周辺写真

